

日本学生支援機構奨学金
「継続願」(インターネット入力)が未提出の奨学生へ

！！至急「継続願」を入力してください！！

日本学生支援機構奨学金の「**適格認定継続願**」(1月31日までにインターネット入力)が未提出の奨学生は、すぐに各学部・研究科(学府・教育部)の奨学金担当係もしくは各専攻事務室等を通じて貸与額通知書、継続願提出用ID・パスワードを受け取り、**2月12日(金)までに必ず入力してください。**

なお、貸与終了予定(最終学年)の奨学生については、「適格認定奨学金継続願」は配付されませんので、提出の必要はありません。

「継続願」の手続きがない場合、奨学金は**廃止**されます。廃止の場合、その後奨学金を希望しても申請する資格がなくなります。

休学等の理由で奨学金の貸与が必要ない場合にも、必ず連絡してください。

日本学生支援機構奨学金「適格認定継続願」の インターネット入力上の注意点について

日本学生支援機構奨学金の「適格認定継続願」(平成22年1月31日までにインターネット入力)について、下記の事項に注意して入力してください。入力内容によっては、奨学金の**廃止**、貸与月額の**大幅な減額**となることがあります。

なお、下記の事項についての質問等がある場合、本部奨学チーム(安田講堂 1F 学生部センター)まで、照会願います。

記

- 1 「D - 奨学金振込の継続の確認」について
継続を希望する場合、必ず「奨学金の継続を希望します。」を選択してください。
また、平成22年4月以降、「奨学金を希望しない(辞退する。)」場合は、画面の説明文によらず、必ず窓口にて「異動届」を提出願います。
- 2 「E - 返還の義務」について
第一種及び第二種奨学金は、原則として返還の義務があります。必ず「返還の義務を自覚している」を選択してください。「返還の義務を自覚していない」を選択した場合、奨学金は**廃止**となります。
- 3 「F - 経済状況」について
平成20年12月～21年11月の期間の学生生活における収支状況を項目にしたがい入力します。入力の結果、大幅な収支差(30万円以上の収入超過)がある場合、平成22年4月以降に貸与月額の減額(または、奨学金の辞退)が求められる可能性がありますので、収支状況については、入力前に確認のうえ、慎重に行ってください。